

平成29年6月7日

第6回定例北見市教育委員会議案

北見市教育委員会

平成 29 年第 6 回定例北見市教育委員会付議事件一覧

議案番号	件名	ページ
報告第 1 号	平成 29 年度児童生徒数及び学級数等について	1
報告第 2 号	平成 29 年度教科書展示会日程について	2
報告第 3 号	社会教育部の所管する施設に係る指定管理者の新規指定及び指定の更新について	3
議案第 1 号	北見市学校給食センター等運営委員会委員の委嘱について	4
議案第 2 号	北見市民スケートリンク管理規則の一部を改正する規則について	6
議案第 3 号	教育費予算案（6 月補正）に同意することについて	1 2

報告第1号

平成29年度児童生徒数及び学級数等について

平成29年度児童生徒数及び学級数等について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月7日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀 亮 司

報告第2号

平成29年度教科書展示会日程について

平成29年度教科書展示会日程について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月7日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀 亮 司

報告第3号

社会教育部の所管する施設に係る指定管理者の新規指定及び指定の更新について

北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条に基づき、社会教育部の所管する施設に係る指定管理者の新規指定及び指定の更新について、別紙のとおり報告する。

平成29年6月7日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀 亮 司

議案第1号

北見市学校給食センター等運営委員会委員の委嘱について

北見市学校給食センター等運営委員会委員に次の者を委嘱したいので、教育委員会の同意を求める。

平成29年6月7日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀亮司

北見市学校給食センター等運営委員会委員候補者名簿

氏 名	選出区分	所 属
重 井 睦	関係学校	北見市立南中学校長
木野村 寧	〃	北見市立北光中学校長
工藤 知義	〃	北見市立相内小学校長
稲葉 康德	〃	北見市立端野中学校長
笹原 和広	〃	北見市立常呂中学校長
田尾 航太	関係団体	北見市立南中学校PTA会長
山田 悟	〃	北見市立端野小学校PTA会長
青木 伸生	〃	常呂町PTA連合会会長

任期 平成29年6月7日～平成30年3月4日

議案第2号

北見市民スケートリンク管理規則の一部を改正する規則について

北見市民スケートリンク管理規則の一部を次のように改正する。

平成29年6月7日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀 亮 司

北見市民スケートリンク管理規則の一部を改正する教育委員会
規則

北見市民スケートリンク管理規則(平成 24 年教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 14 条」を「第 16 条」に改める。

第 4 条第 2 項本文中「減免の基準」を「減免基準」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、暖房使用料及び夜間照明使用料は、減免の対象としない。

第 11 条第 1 項中「備考 7」を「備考第 7 項」に改め、同条第 2 項中「備考 8」を「備考第 8 項」に改め、同条第 3 項を削る。

第 12 条中「14」を「第 13 項」に改める。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第 13 条 条例第 14 条第 1 項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 条第 1 項	北見市教育委員会(以下「委員会」という。)	指定管理者
第 2 条第 1 項及び第 3 条	使用許可	利用許可
第 2 条から第 9 条まで	委員会	指定管理者
第 2 条第 1 項及び第 6 条第 1 項	使用許可申請書	利用許可申請書
第 2 条第 1 項	別記様式第 1 号	別記様式第 12 号
第 2 条第 2 項及び第 4 項	使用許可書	利用許可書
第 2 条第 2 項	別記様式第 2 号	別記様式第 13 号
第 2 条第 2 項	個人使用券(別記様式第 3 号)	個人利用券(別記様式第 14 号)
第 2 条第 2 項	別記様式第 4 号	別記様式第 15 号
第 2 条第 2 項	別記様式第 5 号	別記様式第 16 号
第 2 条第 2 項	別記様式第 6 号	別記様式第 17 号
第 2 条第 2 項、第 4 条及	使用料	利用料金

び第 11 条		
第 4 条第 1 項	条例第 7 条第 2 項	条例第 15 条第 6 項
第 4 条第 1 項	使用料減免申請書(別記様式第 7 号)	利用料金減免申請書(別記様式第 18 号)
第 4 条第 2 項	暖房使用料	暖房利用料金
第 4 条第 2 項	夜間照明使用料	夜間照明利用料金
第 4 条第 3 項	使用料減免承認書(別記様式第 8 号)	利用料金減免承認書(別記様式第 19 号)
第 5 条第 1 項	条例第 8 条ただし書に規定する市長が特別な理由があると認める場合	条例第 15 条第 7 項において準用する条例第 8 条ただし書に規定する市長が特別な理由があると認める場合
第 5 条第 2 項	使用料還付申請書(別記様式第 9 号)	利用料金還付申請書(別記様式第 20 号)
第 6 条第 1 項	別記様式第 10 号	別記様式第 21 号
第 6 条第 2 項	別記様式第 11 号	別記様式第 22 号

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1(第 4 条関係)

区分	対象	減額率
免除	<p>1 次に掲げるものが教育又は保育活動のための行事に使用又は利用(以下「使用等」という。)する場合</p> <p>(1)市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(幼稚園、小学校又は中学校に準ずる教育を施すものに限る。)</p> <p>(2)市内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 5 項及び第 6 項に規定する保育所等及び認定こども園</p> <p>(3)市内の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 9 項、第 10 項及び第 12 項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び同法第 59 条の 2 第 1 項に規定する認可外保育施設</p> <p>2 中学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会及び講習会等に使用等する場合</p> <p>3 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者(介助者を含む。)及びその関係者で構成する団体が使用等する場合</p> <p>4 1 から 3 のほか委員会が特に必要と認めるものが使用等する場合</p>	100%

減額	5 次に掲げるものが主催する競技会、研修会、講習会等(市又は委員会が後援するものに限る。)に使用等する場合 (1)市内の学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等学校に準ずる教育を施すものに限る。)及び大学、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校 (2)北海道立北見高等技術専門学院	50%
	6 高等学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会及び講習会等(市又は委員会が後援するものに限る。)に使用等する場合	
	7 次に掲げる施設が行事に使用等する場合 (1)市内の老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4、第20条の5及び第20条の6に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム (2)市内の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (3)市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 (4)市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設	
	8 5から7のほか委員会が特に必要と認めるものが使用等する場合	委員会が必要と認める減額率

備考

- この表の規定の適用後の使用料又は利用料金の額に10円未満(当該使用料又は利用料金の額が1,000円以上である場合にあつては、100円未満)の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 当該使用に対し、市が臨時的に補助金その他の援助を行うものについては、減免の対象としない。

別表第2(第11条第1項関係)

暖房使用料・暖房利用料金

区分	単位	使用料・利用料金
会議室	1時間につき	140円

別表第 3 (第 11 条第 2 項関係)

夜間照明使用料・夜間照明利用料金

区分	単位	使用料・利用料金
スケート場 (専用使用)	1 時間につき	460 円

別表第 4 を削る。

別記様式第 11 号の次に次の 11 様式を加える。

別記様式第 12 号(第 2 条関係)

利用許可申請書

[別紙参照]

別記様式第 13 号(第 2 条関係)

利用許可書

[別紙参照]

別記様式第 14 号(第 2 条関係)

個人利用券

[別紙参照]

別記様式第 15 号(第 2 条関係)

回数券

[別紙参照]

別記様式第 16 号(第 2 条関係)

シーズン券

[別紙参照]

別記様式第 17 号(第 2 条関係)

シーズン券購入申請書

[別紙参照]

別記様式第 18 号(第 4 条関係)

利用料金減免申請書

[別紙参照]

別記様式第 19 号(第 4 条関係)

利用料金減免承認書

[別紙参照]

別記様式第 20 号(第 5 条関係)

利用料金還付申請書

[別紙参照]

別記様式第 21 号(第 6 条関係)

特別施設等承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 22 号(第 6 条関係)

特別施設等承認書

[別紙参照]

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

教育費予算案（6月補正）に同意することについて

教育費予算案（6月補正）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、次のとおり市長から意見を求められたので、原案に同意する。

平成29年6月7日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀亮司